

第 1 節 特別支援教育に関する動向

1 障害者施策に関する内外の動向

(1) 国際社会の動き

- 第二次世界大戦後、国連では、1970年代から障害のある人の権利に関して、「障害者の権利に関する宣言」や「障害者に関する世界行動計画」などいくつもの宣言・決議を採択してきました。
- 2006年（平成18年）12月には、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、国連総会で採択され、2008年（平成20年）5月に発効しました。
- 障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

障害者権利条約

(1) 前文と50の条文及び末文で構成され、およそ以下のような内容が示されています。

- ① **一般原則**：障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- ② **一般的義務**：合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等
- ③ **障害者の権利実現のための措置**：身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- ④ **条約の実施のための仕組み**：条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

(2) 教育については以下のように示されています。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

(2) 国の動き

- 我が国では、昭和45年(1970年)に制定した「心身障害者対策基本法」を平成5年(1993年)に「障害者基本法」に改定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目指して取り組んできました。
- 障害者基本法に基づいた「障害者基本計画」(第2次計画平成15年度～平成24年度を計画期間とする)では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の下に、障害のある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しました。
- 平成16年(2004年)には、障害者基本法の改正がありました。そこでは、基本的理念として障害を理由とする差別の禁止や、「障害者の日」を「障害者週間」に改めることなどが示されました。
- 平成19年(2007年)9月、我が国は「障害者権利条約」に署名しました。
- 平成23年(2011年)、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。教育に関しては、国及び地方公共団体の義務として、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を促進することや、障害者の教育に関する調査研究、人材確保などの環境整備を促進することが定められました。
- 平成25年(2013年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定されました。この法律によって、障害を理由に行われる差別や権利を害する行為が禁止され、国や地方公共団体に対して、差別の解消のために必要な施策の策定及び実施をすることが義務付けられました。
- 平成26年(2014年)1月20日、「障害者権利条約」を批准しました。
- 平成28年(2016年)4月1日、「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者基本法

第2章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策 (教育)

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

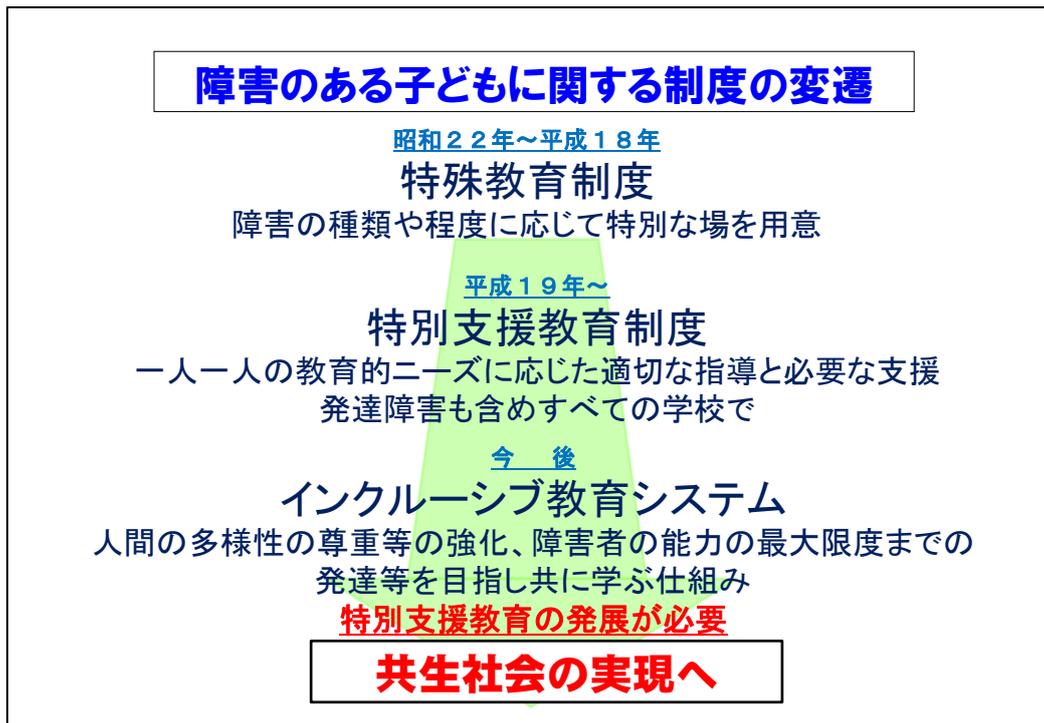
(3) 千葉県の動き

- 千葉県では、平成18年（2006年）10月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。この条例では、行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の県民が、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード面及びソフト面のバリアを解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目指し、平成19年7月1日から施行しています。
- 平成27年（2015年）3月、「第五次千葉県障害者計画」が策定されました。この計画では、それまでの「第四次千葉県障害者計画」（平成21年度～平成26年度を計画期間とする）に引き続き、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るため、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象としています。また、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉計画（障害福祉サービス量を定めた計画の第4期計画）を包含する計画となっています。
- 平成28年（2016年）6月28日、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）が施行されました。この条例では、手話を言語として位置付け、県民一人一人が聴覚障害に関することを理解し、コミュニケーション手段である手話・要約筆記等の普及促進を図ることを目指しています。

2 特別支援教育に関する動向

(1) 国の動き

- 平成18年（2006年）6月、「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、特別支援教育について法的に位置づけられました。
- 平成19年（2007年）4月、改正された学校教育法が施行され、同年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長が「特別支援教育の推進について」を通知しました。これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。
また、特別支援教育は、我が国が目指す共生社会の形成の基礎をなすものであることも明記されています。
- 平成24年（2012年）、中央教育審議会が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめ障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方を示しました。
- 平成25年（2013年）、報告を踏まえ学校教育法施行令の一部改正が行われ、障害のある幼児児童生徒の就学に関し、特別支援学校への就学を原則としたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から就学先を決定することとしました。



【図1】障害のある子供に関する制度の変遷

(2) 千葉県教育委員会の動き

- 平成19年（2007年）3月、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を平成19年度から平成28年度の10年間を推進期間として策定しました。
- 平成24年（2012年）に、「千葉県特別支援教育推進基本計画」の平成19年度から23年度までの進捗状況を「中間評価と今後の推進について」として取りまとめました。この中間評価では、「それぞれの取組にまだ課題はあるが、いずれも量的な伸びと質的な充実が図られており、本県の特別支援教育は着実に進展してきている。」との結論を得ました。
- 平成26年度より、関係法令の改正を受けて、「千葉県心身障害児就学指導委員会」を「千葉県教育支援委員会」と改め、就学先決定の手続きの流れを見直したり、フォローアップにより力を入れたりするようになってきました。

第2節 特別支援教育推進の理念

共生社会においては、全ての国民が障害の有無、文化、人種等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う姿が求められます。そこに至るまでには、障害のない人が、障害のある人に対する理解を深めていく必要があります。また、障害のある人も、その能力や可能性を最大限に発揮して、自立し社会参加するための力を養っていくことも必要です。

そして、理解を深めることや力を発揮していくことについては、教育の分野でも力強く実践されなければならない、まさに特別支援教育の推進こそ、その役目を果たすことのできる最も効果的な方法であると言えます。

千葉県で学び育つ子供たちが将来、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重し合える豊かな感性をもち、その力を発揮していくために、特別支援教育を推進・充実していきます。

平成19年4月1日付け文部科学省通知「特別支援教育の推進について」における 特別支援教育の理念

- (1) 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- (2) これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- (3) 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

第3節 計画の策定

1 策定の趣旨

平成28年度に「千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が終了したことから、この基本計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

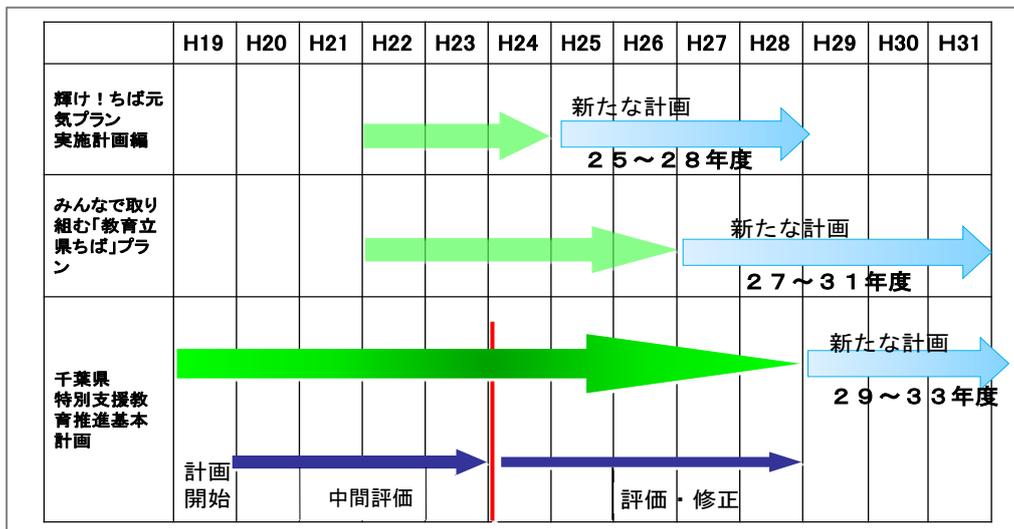
2 策定方針

策定に当たっては、以下の3点を踏まえます。

- (1) 千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要な取組の指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画とする。
- (2) 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」、「第5次千葉県障害者計画」と連携を図りつつ、千葉県教育の基本計画である「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成27年度～31年度）に基づく、特別支援教育に関する個別のかつ具体的な計画とする。
- (3) 5年後、10年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行うなど機動性のある計画とする。

3 計画の期間

平成29年度から33年度までの5年間とします。

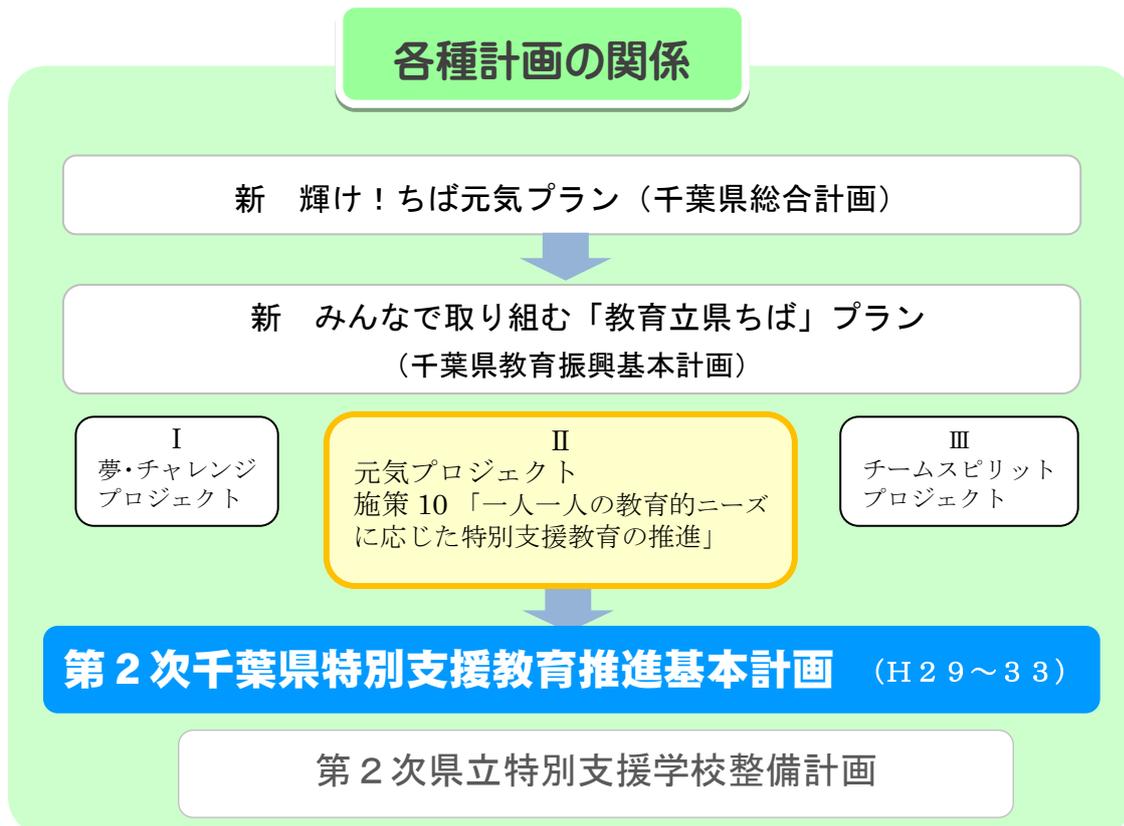


【図2】千葉県の教育に関する計画の対象期間

4 各種計画の関係

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画は、千葉県総合計画と連携を図りつつ、千葉県教育振興基本計画に位置付けられた特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画として策定します。

なお、この計画のうち、特別支援学校の整備に係る具体計画として策定するものが「第2次県立特別支援学校整備計画」です。



【図3】各種計画の関係